

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営判断の迅速化を図るとともに、法令遵守経営が極めて重要なものと考えており、経営及び業務の全般にわたり透明性を確保することを重要課題と考えております。

また、株主、投資家の皆様とのコミュニケーションを推進するため、適時かつ積極的な情報開示を行い、経営の透明性を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2 株主総会議決権の電子行使】

議決権の電子行使や招集通知の英訳につきましては、議決権行使を促進するための方策の一つと認識しておりますが、機関投資家や海外投資家の保有比率はまだ低く、必要性や費用面もふまえて考慮の結果実施しておりません。比率等の推移を踏まえ今後の検討課題といたします。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、有価証券報告書の【配当政策】で、以下の様に開示しております。

『当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つと考えており、今後とも効率的な経営を行いながら、株主資本利益率の向上を図る方針であります。配当につきましては、安定的な配当を継続していくと同時に、業績に応じ積極的に株主に還元していくことを基本方針としております。』

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては競争力の維持・強化や経営基盤拡充のため、設備投資や開発活動に充てる考えであります。』

資本政策全般に関する開示の内容及び方法は、今後の検討課題といたします。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業戦略・営業活動等における取引先との関係強化を通じて、当社の企業価値の向上に繋がるかどうかを判断して株式を保有する方針です。政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を精査し当該企業の経営方針・事業戦略等を勘案し、株主価値の向上、営業上の取引関係等の観点から判断を行います。政策保有株式の方針の開示については、今後の検討課題といたします。

【補充原則3-1 英語での情報開示・提供】

英語での情報開示・提供は行っておりませんが、外国人株主比率の推移を踏まえ今後の検討課題といたします。

【補充原則4-1 中期経営計画の公表】

中期経営計画は作成しておりますが、現段階において公表いたしてはおりません。中期経営計画の公表については今後の検討課題といたします。

【補充原則4-1 最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)】

当社は、経営陣幹部に対し社内外の研修・セミナー等のトレーニングを実施するとともに、複数部門での業務経験や、経営会議をはじめとする重要な会議への出席等の、経営者としての知識・経験が深まる取組みの場を提供することにより、将来を見据えた育成に努めております。また、当社の企業理念や経営戦略に沿った経営陣幹部を適正に選定することが、当社が持続的成長を遂げる上で重要であると認識しております。役員の体系的なトレーニングを含めた経営陣幹部の後継者の計画については今後の検討課題といたします。

【補充原則4-2 業績と連動する報酬】

当社経営陣の報酬は、会社の業績を基本として各人の職責及び貢献度等を総合的に勘案して基本報酬として決定していますが、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合の設定については、今後の検討課題といたします。

【補充原則4-8 独立社外役員のみを構成員とする会合】

当社では、独立社外役員のみで構成した会合は開催しておりませんが、独立社外取締役、社外監査役、及び常勤監査役との会合を開催しており、情報交換等を通じて共有を図っております。

【補充原則4-8 互選による筆頭独立社外取締役の決定】

当社では、筆頭独立社外役員は選任しておりませんが、独立社外取締役、社外監査役及び常勤監査役との会合を開催しており、経営陣との連絡・調整については、要請に応じて対応しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

独立性判断基準の策定及び開示については、今後の検討課題といたします。

【補充原則4-10 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社の独立社外取締役は、取締役の過半数に達しておりませんが、重要事項を決定する取締役会において適切な関与・助言を行っております。経営陣幹部・取締役の指名・報酬等に関し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための任意の仕組みについては今後の検討課題といたします。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性評価】

取締役会全体の実効性については、各取締役からの自己評価をベースとした分析・評価方法を含め、今後の検討課題といたします。

【補充原則4-14 取締役、監査役に対するトレーニング方針】

当社は、取締役及び監査役が職務に必要な知識を習得し、その役割を適切に果たすことができるよう、トレーニングの機会を提供しております。具体的には、社内で研修会を開催している他、社外のセミナーや研修への出席を奨励しています。社外取締役及び社外監査役については、就任時に当社の概況を十分に説明し、工場視察等を通じて事業内容を理解していただく機会を設けています。また、専門分野や企業経営に関わった経験の度合いが異なることから、個々の経験を踏まえて個別に対応しています。トレーニング方針の開示につきましては、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りであります。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、会社と取締役との取引または利益相反行為は、取締役会の承認を受けることとしております。主要株主との取引については、一般の取引条件と同様に決定し、法令等に従って有価証券報告書や株主総会招集通知等で開示することとしております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営の基本方針は次のとおりであります。

「安全・安定」(顧客へのサービス、株主への責任、社員生活の維持向上)

「イノベーション」(高精度な製品開発、高度な加工技術、経営システム)

「ゴーイングパブリック」(地域社会との共生、環境への配慮、社会的責任)

の3つを掲げており、これらのビジョンを踏まえ、「プラスチックエンジニアリングカンパニー」として新たな時代に挑戦するとともに、世界市場に向けて生産体制をグローバルに拡大し、欧州、アジア及び北米に生産・販売拠点を展開しております。

今後も時代の一步先を見つめた経営姿勢で、社会により一層貢献し世界に認められる企業を志向いたします。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

() 経営幹部・取締役の報酬決定方針と手続き

本報告書「2. 1 機関構成・組織運営等に係る事項(取締役報酬関係)」に記載のとおりであります。

() 取締役・監査役の選任方針と手続き

社外を含む取締役・監査役候補の指名・選任・手続きにつきましては、人格・見識・能力・経験等の観点から選任し、取締役会で審議のうえ決定しております。

() 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名の理由

社外取締役及び社外監査役については、選任議案を上げた際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。また、新任・重任取締役についても「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会の意思決定範囲として、法令及び定款の定めに基づいた事項の他、重要な意思決定事項として、取締役会規程を設け運用しております。その他の業務執行における意思決定は、社内規程によって職位ごとの決裁権限を定めております。また、取締役の業務執行状況は必要に応じて取締役会に報告することとし、経営の監督を行っております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役2名を選任しており、取締役会に出席し客観的な視点から積極的に発言し審議に参加しており、当社が求める独立社外取締役としての任務を十分に果たしております。独立社外取締役の増員につきましては検討中であります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りであります。

【補充原則4 - 11 取締役会全体としての考え方】

当社は、取締役会は業務執行の監督と重要な意思決定を行うため、営業・開発・製造・財務等の社内業務に対する知識・経験・技能のバランスを考慮し、全体の多様性に配慮することとしております。また、迅速な意思決定を行うため、取締役人数を定款にて9名以内とする旨定めております。

【補充原則4 - 11 取締役、監査役の兼任状況】

当社は、有価証券報告書や株主総会招集ご通知において、各取締役、監査役の重要な兼任状況を開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性評価】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りであります。

【補充原則4 - 14 取締役、監査役に対するトレーニング方針】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りであります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主・投資家の皆様との建設的な対話が必要不可欠であると考えております。そのため、IR担当取締役を統括責任者として活動を行っております。IR活動の主な取組みとしては、アナリスト向け決算説明会を年2回、個人投資家向け説明会を適宜開催するとともに、個別取材にも対応しております。また、情報開示にあたっては、関連法規や社内規程を遵守し、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
双葉電子工業株式会社	3,774,000	14.69
有限会社ビー・ケー・ファイナンス	2,088,000	8.13
東レ株式会社	782,400	3.05
株式会社ALPINECAP	780,000	3.04
柳島 修一	748,353	2.91
松村 昌彦	573,000	2.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	550,000	2.14
梅崎 興生	522,900	2.04
梅崎 潤	496,000	1.93
松村 篤之介	396,000	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中村康二	他の会社の出身者													
繁澤宏明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村康二		元三井物産株式会社専務執行役員 独立役員に指定しております。	三井物産株式会社において長年勤務し、その業務を通して企業経営に関する幅広い知見を有しているだけでなく、同社において執行役員として直接企業経営に携わり、企業経営に関する専門的な見識を有しており、その経験を当社の経営に活用することにより、社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることが可能であると判断し選任をお願いしました。 また、当社との間に人的・資本的關係又は取引関係、その他利害関係等は無く、一般株主と利益相反のおそれが無いと判断したことにより独立役員として指定いたしました。

繁澤宏明	元蝶理株式会社代表取締役 独立役員に指定しております。	経営者としての経験が豊富であり、これまで培ってこられた知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が期待できることから選任をお願いしました。 また、当社との間に人的・資本関係又は取引関係、その他利害関係は無く、一般株主と利益相反のおそれが無いと判断したことにより独立役員として指定いたしました。
------	--------------------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、社外監査役が、独立した立場から経営への監査と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門、内部統制部門との連携の下、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密接に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外監査役の独立した活動を支援しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 裕敏	弁護士													
今村 修	その他													
磯林 恵介	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

吉田 裕敏		顧問弁護士	長年の弁護士として培われた法律知識を有しており、これを当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いしました。
今村 修		独立役員に指定しております。	長年の国税庁等の勤務の間培われた税務・会計の知識を当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主及び主要な取引先の出身者等には該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断したことにより独立役員として指定いたしました。
磯林 恵介		税理士	税理士として培われた税務・会計全般の知識を有していることから、これを当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いしました。 また、当社の親会社や兄弟会社及び主要株主及び主要な取引先の出身者等には該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断したことにより独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	---

- 平成29年5月期は
1. 取締役に支払った報酬130百万円(支給人員6名、うち社外取締役3百万円)
 2. 監査役に支払った報酬21百万円(支給人員4名、うち社外監査役12百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)への情報伝達は電話・メール等にて担当部署にて実施し、取締役会の議案・資料については事前に配布し検討期間を設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 平成17年8月より執行役員制度を導入しました。目的は、業務執行の迅速化と経営管理体制の強化を図り、グループ経営をより強固なものにするためです。取締役及び執行役員で構成される経営会議を月1回開催し、業務及び業務運営管理に関する重要執行方針を協議しております。
2. 監査役監査は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に基づき実施しております。内部監査は、業務全般にわたる監査を実施しております。会計監査は有限責任 あずさ監査法人を選任しており、業務を執行した公認会計士は近藤久晴、笠間智樹の2名で継続監査年数は2氏とも7年以内であります。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業内容等を勘案し、監査役設置会社として、監査役による客観的な経営監視機能が十分整っているものと判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前に可能な限り早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	事務日程を考慮し、可能な限り早期に開催するよう努めております。
その他	株主総会において、事業報告等をビジュアル化し、わかりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に、代表取締役社長が説明者となり、説明会を実施しております。また、証券会社主催の個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期・期末)決算発表後に、代表取締役社長が説明者となり、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報等適時開示資料を掲載しております。 (http://ir.sankogosei.co.jp/ja/Top.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員(取締役常務執行役員芹川明)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主・取引先・従業員・地域社会等ステークホルダーを尊重するため、当社及び当社グループの役員及び従業員がとるべき「経営倫理、経営品質」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し維持継続しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページのIRサイトに公表しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役会は法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき十分に議論を尽くした上で意思決定しております。

2. 内部統制システムの基本方針

1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「株主総会議事録」「取締役会議事録」「稟議書」「会計帳簿、計算書類等及び連結計算書類」等の文書については、関連資料とともに、10年間保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社の業務執行に係るリスクとして、「火災、地震、風水害等によって甚大な損害をうけたとき」「人命にかかわる重大な労働災害が発生したとき」「会社の過失により周辺の住民に多大なる損害を与えたとき」「重要な取引先が倒産したとき」「不本意に法律違反を犯し、その責任を問われたとき」「その他事業所の操業停止に及び事項が発生したとき」等のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

ロ リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、対策本部事務局を組織し、第三者に助言を求めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項について十分な議論を尽くしたうえで意思決定を行うものとする。

ロ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

4 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ コンプライアンス体制の基礎として、経営倫理、経営品質及びコンプライアンス基本規程を定める。コーポレート・ガバナンスを推進するための機能は経営会議に持たせるとし内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その下部組織を総務部に設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括担当部署は総務部とする。

ハ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。

ニ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、通報受領者を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報体制に基づきその運用を行うこととする。

ホ 監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、グループ経営倫理、経営品質を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

ロ 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、内部監査室又は総務部に報告するものとする。内部監査室又は総務部は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ 監査役を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができることとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

ロ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

ロ 社内通報体制に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

ハ 監査役は必要に応じ、内部監査室に対し、監査役の職務への協力を要請することができ、この場合、内部監査室は同要請に応ずるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

2. 平素から警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)及び適時開示体制の概要(模式図)は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスの体制



